

---

---

第9章

市場開放後の小規模工業  
——社会経済開発の行方——

二階堂 有子

---

はじめに

小工業は独立以降、インドの社会経済開発において重要な役割を与えられてきた。その理由としては、小工業が相対的に資本を必要とせず労働集約的であることや国全体を通じて立地しているという性質から、雇用の創出、所得の公正な分配と経済力集中の排除、地域格差の是正などの面で、大・中工業よりも大きな貢献が可能であると考えられたためである。独立当初は、マハートマー・ガンディーが手工芸品の保護を訴えていた影響で、小工業のなかでも手工芸品を含む伝統的部門が相対的に重要視されていた。しかし、1951年の産業（開発・規制）法（Industry（Development and Regulation）Act, 1951）および第2次5ヵ年計画（1956～1961）以降、工業化が進行するとともに、近代的な部門である小規模工業（Small Scale Industry、あるいはModern Small Scale Industry: SSI）部門に重点が置かれるようになり、この部門に対して広範かつ多様な保護・育成政策が展開されるようになった。

本章では、このSSI部門を取り上げ、1991年からの経済自由化と1995年に発効したWTO体制が、それまで国内外の競争から保護されてきたこの部門にどのような影響を与えているのかを検討する。次節では、SSIの定義や工業部門での位置づけを確認し、第2節では、中央政府が提供している支援政策を概観する。第3節では、経済自由化の影響を最新の全インドSSIセンサスの結果から分析する。最後に結論を述べる。

## 第1節 小規模工業の位置づけ

### 1. 産業分類と定義

インドの工業分類は、大まかに大・中工業 (Medium / Large Industry) と小工業 (Small Industry) とに分けられる<sup>(1)</sup>。そして、小工業も農村工業と呼ばれる伝統的部門と近代的部門とに分けられる。表9-1が示すように、SSIは動力織機とともに小工業のなかの近代的部門に位置づけられる<sup>(2)</sup>。管轄省は小規模工業省 (Ministry of Small Scale Industries) で、実際に全国レベルでSSI政策の実施・監督を担っているのは、開発局長 (Development Commissioner) を長とする小工業開発機構 (Small Industries Development Organization: SIDO) である。

SSIは、機械と設備への資本投下額が、所有かリースあるいは分割払いであるかにかかわらず1000万ルピーを超えない企業と定義される<sup>(3)</sup>。ただし、メリヤス製品やスポーツ製品、医薬品など、とくに機械および技術の近代化が必要であり、今後の輸出への貢献が大いに期待される産業に関しては、資本投下額を5000万ルピーまで認めている。そのほかSSIは、他企業の所有やコントロ

表9-1 小工業の分類

小工業	実施機関	管轄省
I. 伝統的部門		
カーディー・村落工業	カーディー・村落工業委員会	農業関連・農村工業省
手織機	開発局長 (手織機)	繊維省
絹産業	中央政府絹産業評議委員会	繊維省
手工芸	開発局長 (手工業)	繊維省
ヤシ繊維産業	ヤシ繊維産業評議委員会	農業関連・農村工業省
II. 近代的部門		
小規模工業 (SSI)	開発局長 (SSI) を長とした 小工業開発機構 (SIDO)	小規模工業省
動力織機	繊維産業局長	繊維省

(出所) Government of India [1997] を一部筆者修正。

ール下にあったり、その子会社であったりしてはならず、国内外の企業を問わず他企業による出資比率が24%を超えてはならない。カバーする経済活動は、主に製造業や修理業に携わる企業を対象としてきたが、1991年からはより広義なサービス業に携わる小規模サービス・ビジネス関連企業（Small Scale Service & Business (industry related) Enterprises: SSSBEs)<sup>(4)</sup>もSSIの対象とされるようになった。こうして今日のSSIは、製造業を中心としたSSIUs（Small Scale Industrial Undertakings: SSIUs）<sup>(5)</sup>とサービス業を中心としたSSSBesから構成されている（表9-2）。さらにSSIUsのもとには、産出量の少なくとも50%を他企業に供給する関連企業や機械と設備への資本投下額が250万ルピー未満の零細企業というサブ・カテゴリーが存在し、こうした特定のサブ・カテゴリーを対象にした政策も行われている<sup>(6)</sup>。

このような条件を満たす企業は、県工業センター（District Industries Centre: DIC）あるいは各州の工業局（State Directorate of Industries）にSSIとして登録するように求められているが、登録に法的強制力はない。SIDOはこの登録を通

表9-2 小規模工業の定義

（単位：100万ルピー）

改定	SSIUs <sup>1)</sup>	SSSBes <sup>2)</sup>
1950	0.5	—
1960	0.5	—
1966	0.75	—
1975	1	—
1977	1	—
1980	2	—
1985	3.5	—
1991	6	0.5
1997	30	0.5
1999	10	0.5
2001	10 <sup>3)</sup>	1

（注）1）1950、1960年は土地と建物を含む固定資産額、それ以降は機械と設備への資本投下額を定義の対象としている。

2）土地と建物を除く固定資産額を定義の対象としている。

3）2002年10月以降、メリヤス製品やスポーツ製品、医薬品は、資本投下限度額が5000万ルピーへ引上げられた。

（出所）SIDBI [2002]; SIDO Online (<http://www.laghu-udyog.com/>).

じて支援の対象となるSSIの情報を集める一方で、登録した企業は中央・州政府が提供する各種支援政策を享受できる<sup>(7)</sup>。ただし、インドには別途工場法(Factories Act, 1948)により、公的・民間部門の製造業や修理業に携わる企業で、動力を使用している場合には10人以上、動力を使用していない場合には20人以上の労働者を抱える企業は、州の工業局に登録する義務がある(以下、これに該当する企業を工場法部門と呼ぶ)。これら工場法部門では労働者の福利厚生や安全対策が義務付けられるとともに、労働時間の上限を遵守しなければならないが、後述するようにSSIで工場法部門に該当する企業は少ない<sup>(8)</sup>。

## 2. 工業部門での実績

SIDOによれば、SSIは工業総生産の約40%、インド総輸出の約35%に貢献しており、雇用に関しても約2500万人と、農業部門に次ぐ貢献であるという。ただし、SIDOの公表するデータが正確かどうかには議論の余地がある。SIDOは毎年、新規登録企業の自己申告データや工業生産インデックス(Indices of Industrial Production)に該当する産業のサンプル調査を利用してSSI全体の企業数、雇用人数、生産額、固定資産額の推計を行っている。しかし、企業の閉鎖・退出などは考慮されることなく、各変数がある一定の成長率のもとに推計されており、過大評価は免れないと思われる。これらの推計は、不定期に行われる全国SSIセンサスの結果を用いて微調整されるが、既述のようにSSI定義の上限改定やカバーする経済活動の拡張と相俟って、すべての変数が時系列で右肩上がりになっている。Mohan [2001]は、政府によって公表されているデータが一般認識として広まっているので、SSIのパフォーマンスはあたかも良好のように見えるが、それは政府が自己を正当化しているにすぎないと主張している<sup>(9)</sup>。

いずれにしても、SSIへの優遇政策は50年以上継続しているのにも関わらず、この部門に関する定期的かつ正確なデータはいまだ欠如しており、それが次節で説明する支援政策の硬直性をもたらしている一因であるかもしれない。

## 第2節 小規模工業を優遇する理由

### 1. 支援の根拠

前述のように、インドでは1950年代以降、雇用の創出や所得の平等といった観点からSSIを支援・保護してきた。中小企業支援政策は多くの先進国、後進国で採用されているが、インドの文脈で特筆すべきは、SSI政策が第2次5ヵ年計画期から展開された重工業化との関係で着手されたことである。重工業部門は資本集約的で、投資の不可分性ゆえに地域分散にも限界がある。そのため、工業化の過程で需要が高まる消費財の供給を労働集約的で国全体に立地するSSIに委ねることを通じて、雇用創出および地域分散を図り重工業化とのバランスを保とうとしたのである。

また一般的に、操業の初期段階において、小規模な企業は大企業に比して生産要素市場や生産物市場へのアクセスが制限されやすい。たとえば、情報の非対称性・不完全性のために小規模な企業は十分な信用を得られなかったり、原材料調達や販売において規模の経済を享受できないため大企業と対等な価格設定が不可能となり、生産物市場で互角に競合できなかったりする。このような観点も考慮して、政府はSSIに対する支援政策を提供し始めた。具体的には、信用保証や商業銀行融資の優先的な配分が操業における資金制約を緩和し、投入財への優先的なアクセスや内国消費税の免税・譲歩が小規模企業の生産物価格を低めることを助け、加えて留保品目や政府による優先的買い付けが市場の保証や拡大を促すものと期待された。

ただし、これらの政策が導入された当初は、重工業化が成功するまでの移行的な措置で、経済が発展し雇用が拡大した暁には、上述した企業規模から生じる問題も解決され、その必要性は低下するものと考えられていた。しかし実際は、重工業化の挫折と最大の社会問題である失業が解消されないため、これらの政策は基本的には変わることなく今日まで継続されている。

### 2. 支援政策

SSIを支援する政策は、全国レベルだけではなく州、地方レベルにまで広範

かつ多岐に渡っている。そして、多様な支援政策に対応するようにそれを担う支援機関も多数存在する<sup>(10)</sup>。以下では中央政府が実施する、つまり全国レベルの主要な政策を紹介するが、これらはとくに保護主義的な色合いが強いものとして知られている。

### (1) 優先的信用配分制度 (Policy of Priority Credit)

操業を開始する際に資金はもっとも重要な要素の1つである。SSI部門は、1969年の主要商業銀行の国有化以降、農業部門などとともに商業銀行融資の優先部門として指定され、銀行信用 (Net Bank Credit) の一定割合を優先的に配分されている。また、インド小工業開発銀行 (Small Industries Development Bank of India: SIDBI) や州金融公社 (State Financial Corporation: SFC) といったSSI専門の開発金融機関からも直接的、間接的な金融支援が提供されており、商業銀行が主に運転資金を、開発金融機関が中・長期資金を融資している。

商業銀行が提供する金融上の優遇措置は、量的な信用の割当ばかりでなく、補助金の金利という質的補完政策からも構成されている。量的割当に関しては、1974年に、銀行は1979年までに純信用の33.3%を優先部門に割当ててることを要求された。1985年には、その比率 (ターゲット) は40%まで上昇し、さらに優先部門のカテゴリごとにサブ・ターゲットも設定された (表9-3)<sup>(11)</sup>。

表9-3 商業銀行優先部門融資のターゲット、サブ・ターゲット

優先部門のカテゴリー	地場銀行 <sup>1)</sup>	外資系銀行
農業部門	18%	—
小規模工業 (SSI) 部門	—	10% (最低)
2) { 50万ルピーまでの零細企業	SSI融資のうち40% (最低)	—
{ 50~250万ルピーの零細企業	SSI融資のうち20% (最低)	—
社会的弱小部門	10%	—
輸出信用	—	12% (最低)
優先部門全体	40%	32%

(注) 1) 地場銀行は、公共部門銀行と民間部門銀行からなる。

2) これ以外はすべて純信用に占める割合で、表中の「—」はサブ・ターゲットの設定がないことを示す。

(出所) Reserve Bank of India, *Report on Trend and Progress of Banking in India*, various issues.

表9-3が示すように、地場商業銀行に関しては、SSI全体へのサブ・ターゲットは設定されておらず、その構成比が定められているだけである。ただし地場商業銀行の時系列統計を見ると、90年代までは平均して優先部門全体の16%の融資がこのSSI部門に配分されていた。質的な補完としては、金融改革が本格化する以前には貸出規模が小さいほど金利が低くなるという、貸出規模別金利構造がその役割を果たした。SSIの管理コストやリスクを考慮するならば、貸出規模が小さいほど金利が低くなるという構造は、銀行にとって大きな負担であり、SSIにとっては相当な優遇金利であった。しかし、1991年からの金融改革の進行に伴い金利が自由化されたことにより、SSIへの貸出金利もおのずから上昇し、質的補完は弱まった。ただし、このような金利上昇に伴って借入れが一層困難になったSSIに配慮して、政府は2003年3月の2003/04年度予算アナウンスで、商業銀行に対してSSIにはプライムレート<sup>(12)</sup> 上下2%の金利幅で貸出すように指示している。

## (2) 留保品目制度 (Policy of Reservation)

留保品目制度は、SSIへの支援政策のなかで最も保護主義的な政策といわれる。一定品目の製造をSSIのために留保し、大・中工業の参入を禁止するというこの政策は1967年から始まり、法定諮問委員会 (Statutory Advisory Committee) が定期的に品目の見直しを行っている。品目の採用に明確な基準はなく、あるとすれば、SSIが技術的に製造できるものはすべてSSIが製造すべきだという基準のみであった。留保品目数は1967年の47品目から始まり、1972年には172品目、ジャナタ党 (Janata Party) 政権下での1978年には急激に807品目へ引上げられた。さらに1984年10月のピーク時には873品目が指定されていた。しかし、1997年のアビド・フセイン委員会 (Abid Hussain Committee)<sup>(13)</sup> の勧告を期に漸次品目の見直しと削減が進み、2004年10月時点では605品目とその対象となっている (表9-4)。

ただし大・中工業でも以下の条件を満たせば生産は可能である。すなわち、①留保品目であってもその生産の50%を輸出する企業、②留保品目に認定された時にすでにその品目を生産しており、工業省から生産継続 (Carry on Business: COB) ライセンスを取得した企業、さらに③留保品目を生産していた小規模企業が大・中規模な企業に成長した場合にもライセンスを取得すれば生

表9-4 産業別の留保品目数

産業グループ	品目数
食料品	9
メリヤス製品を含む衣類	21
木製製品	9
紙製品	19
化学製品	7
天然エッセンシャルオイル	2
有機化学、薬品及びその中間物	33
その他の化学製品	67
ゴム製品	20
プラスチック製品	13
射出成型熱プラスチック製品	46
ガラス、陶器	27
輸送機器を除く金属製品、機械類	150
電気機器と部品	44
電子機器と部品	8
ボート、トラック機器	3
自動車部品と関連機器	40
自転車部品	42
その他の輸送機器	4
スポーツ製品	7
文具	13
その他	21
合計	605

(注) 留保品目数は、NIC 九桁に基づいてカウントされている。詳細な製品リストは以下の出所を参照のこと。

(出所) SIDO Online (<http://www.laghu-udyog.com>)

産は可能である。

### (3) 優先的購入制度 (Purchase Preference Policy)

優先的買い付けを通じたマーケティング支援は、1956年から始まった。当初、政府が優先的に買い付ける品目は6つのグループから構成され、そのうち排他的にSSIから調達されるグループには16品目が指定されていた。この支援

は1960年代後半から活発になり、留保品目制度と同様に1970年代後半には241品目へ急増した。その後、1989年7月の政府購入政策において、調達グループの見直しが行われ、従来の6つのグループから、①SSIから排他的に買い付ける品目と②どの部門から買い付けるか指定しない品目、の2つのグループに簡素化された。そして、その時点で①に該当する品目は409品目にのぼった。また、②に該当する品目でも大工業とSSIとで共に生産されている品目では、SSIは大工業の最低価格に対し15%まで価格が優遇されて政府に購入されることになっている。近年では1997年12月に品目の見直しが行われ、現在は358品目が①のSSIからの買い付けとして指定されている<sup>(14)</sup>。なお、優先的購入制度を利用したいSSIは全国小工業公社（National Small Industries Corporation: NSIC）に別途登録を行う必要がある。

#### （4）免税制度（General Exemption Scheme of Central Excise）

内国消費税の免除、譲歩制度は、1985年に導入された。この政策は、1つにはSSIに対するマーケティング支援という理由と、もう1つには、広範に立地する多数の小規模企業から個別に税金を徴収することがかえってコスト面の負担になるという理由から導入された。この制度を利用できる条件は、機械や設備に関する資本投下額に基づいたものではなく、年間売上高に基づいたものである。

具体的には、製造業に携わる企業のうち、前会計年度の売上高が3000万ルピー未満の企業に対してこの制度が適用されている。ただし、中央政府が別途実施している中央付加価値税（Central Value Added Tax: CENVAT）クレジット、すなわち最終生産物を製造する工程で投入財に支払った税金の払い戻し、をこの免税制度と同時に利用するか否かにより適用される優遇税率が異なる。たとえば、売上高が1000万ルピー未満の企業の場合、CENVATクレジットを利用しなければ、内国消費税の支払いは完全に免除されるが、CENVATクレジットを同時に利用すると、通常の内国消費税の60%を支払う必要がある<sup>(15)</sup>。

ただし、企業がCENVATクレジットを利用するか否かに関わらず、この内国消費税免税・譲歩措置はいくつかの製品には適応されず、また大企業からライセンスを取得してブランド製品を製造している「都市部」の企業にも適用されない。

### (5) 工業団地 (Industrial Estates)

小規模な企業のために工業団地を設立するスキームは、1955年から着手された。新規企業の設立促進のほか、既存企業をこの整備された工業団地に誘致することにより関連化の促進や農村および後進地域における均整成長を目指した。当初は政府がスポンサーで州政府が実行するという役割分担のもと、1979年までに全国に796の工業団地が建設された。その後スポンサーは政府から州工業開発公社 (State Industrial Development Corporation: SIDC) に代わり、州政府の裁量がより大きくなった。とくに経済自由化以降、企業の立地選択を制限するライセンス制度が撤廃されたことにより、各州では小規模企業ばかりでなく外資系企業、大・中規模企業を誘致するために、独自の優遇政策を展開している。

### (6) 小結

以上、中央政府が実施する主要な政策を紹介した。ただしこれらの政策は、経済が閉鎖されたなかで、国内の大・中工業からSSIを保護することを目的として導入された政策であった。したがってこれらの政策は、政策が効果的であったかどうかは別として、そのような環境下においてのみ存続が正当化されたはずである。今日のSSIは、数量制限や関税障壁が撤廃され、海外から流入する製品とも競争しなければならない。次節では最新の全インドSSIセンサスを用いて、SSIの現状と経済自由化の影響を検討する。

## 第3節 経済自由化の影響

### ——第3回全インド小規模工業センサスから——

経済自由化が進行するにつれて、SSIに対する政府の期待にも変化が現れてきた。これまでは雇用創出や所得平等といった社会的な観点を第一義的に強調してきたが、これに加え、国の成長エンジンとして経済的な観点からも期待するようになった。すなわち、大規模企業の裾野企業として、輸出志向で外的変化にも柔軟に対応できる企業としての見直しである。こうして、政府は市場開放によるSSIへの影響を考慮して、既存の支援政策を再評価し、SSIをより活

発で競争的にしていくための政策を検討する委員会を1995年と1999年に設置した。

ただし前述のように、SSIは重要な部門と謳われているのにも関わらず、その実態を正確に把握する統計が欠如している。1999年に設立されたグプタ委員会（Gupta Committee）は、経済自由化の影響を把握し、適宜で効果的な政策を実施するために、全国SSIセンサスの実施を勧告した<sup>(16)</sup>。こうして政府は、1987/88年度を参照年度とした第2回全国SSIセンサス（以下、第2回センサス）から14年を経て、ついに第3回全国SSIセンサス（以下、第3回センサス）を実施したのである。

経済自由化後初の全国センサスとなる第3回センサスは2001/02年度を参照年度としている。その特徴は、①SSIとして登録している企業ばかりでなく、その定義に該当する未登録企業に関しても、サンプル調査ではあるが調査を行った点<sup>(17)</sup>、②経営不振企業について調査を行った点、③企業の従事する経済活動（economic activity）として全国産業分類（National Industrial Classification: NIC）1998五桁レベルを、製品分類（product code）として全国標本調査機構（National Sample Survey Organization: NSSO）が利用する標準工業製品分類（A Standard Industrial Commodity Classification: ASICC）2000五桁レベルを採用した点がこれまでのセンサスに比して新しい試みである<sup>(18)</sup>。具体的に③に関して、第2回センサスではNIC1987二桁レベル（19産業）の企業数、雇用人数、生産額等の変数が公表されたのに対して、最新のセンサスではNIC五桁レベル（156産業）でそれらが公表になったため、SSIの活動をより詳細に把握できるようになったという利点がある。しかし後述するように、以前のセンサスとの比較が容易でなくなった<sup>(19)</sup>。

### 1. 第3回センサスの概要——登録企業と未登録企業の比較

表9-5は第3回センサスから引用した登録、未登録企業（部門）の概要である。それによると、全国でSSIの稼働企業は1052万1190企業あると推定されている。そのうち登録部門の稼働企業数と輸出企業数は、それぞれSSI全体の13.1%と14.5%、雇用人数でも全体の24.7%を占めるにすぎないが、SSI全体の粗生産額の72.0%、輸出額の86.7%に貢献している。次に、企業のカテゴリーをみると、登録部門と未登録部門では対称的である。登録部門では製造業

表9-5 第3回センサスにおける登録企業と未登録企業の比較

I. カテゴリー別企業数	登録部門 【稼働企業比】	未登録部門 【稼働企業比】	SSI 全体
(1) SSI 稼働企業	1,374,974	—	10,521,190
(1-1) SSIUs	901,291	65.5%	4,445,868
そのうち関連企業 (SSIUs 比)	45,797	(5.1%)	132,313
そのうち零細企業 (SSIUs 比)	882,496	(97.9%)	4,425,587
(1-2) SSSBEs	473,683	34.5%	6,075,322
(2) SSI 稼働企業のうち工場法部門の企業	62,909	4.6%	104,953
II. 集計変数	登録部門 【SSI 全体比】	未登録部門 【SSI 全体比】	SSI 全体
(1) 稼働企業数	1,374,974	13.1%	10,521,190
(2) 輸出企業数	7,344	14.5%	50,606
(3) 粗生産額 (10 万ルピー)	20,325,462	72.0%	28,226,998
(4) 輸出額 (10 万ルピー)	1,230,826	86.7%	1,419,956
(5) 雇用人数	6,163,479	24.7%	24,932,763
(6) 固定投資額 (10 万ルピー)	9,179,207	59.5%	15,434,867
III. 経済指標	登録部門	未登録部門	SSI 全体
(1) 1 企業あたり粗生産額 (10 万ルピー)	14.78	0.86	2.68
(2) 生産額/雇用人数 (10 万ルピー)	3.30	0.42	1.13
(3) 1 輸出企業あたり輸出額 (10 万ルピー)	167.6	4.37	28.06
(4) 輸出額/生産額 (%)	6.1%	2.4%	5.0%
(5) 1 企業あたり雇用人数	4.48	2.05	2.37
(6) 1 企業あたり固定投資額 (10 万ルピー)	6.68	0.68	1.47
(7) 固定投資 10 万ルピーあたりの雇用人数	0.67	3.00	1.62

(注) 表は稼働企業を対象とした値である。また、当該部門の関連企業と零細企業の合計が (1-1) SSIUs の値を超えてしまうのは、重複回答のためであると思われる。

(出所) Government of India [2004] より筆者作成。

や修理業に従事する SSIUs 企業が 6 割以上であるのに対し、未登録部門ではサービス業に従事する SSSBEs 企業が約 6 割であった。このような未登録企業の性質が、工場法部門の企業が少ないことや、経済指標で示されるように 1 企業あたり雇用人数や固定投資額が相対的に少ないことに反映されている<sup>(20)</sup>。

なお、未登録企業が SSI として登録を行わない理由として、約半数がそのようなシステムを知らない、約 4 割が登録に関心が無いと回答している。

## 2. 登録部門における第2回センサスと第3回センサスの比較

産業分類の変更などにより第2回センサスと第3回センサスの緻密な比較は難しいが、登録部門の全体像をおおまかに比較することは可能である。表9-6が示すように、登録企業数、稼働企業数ともに増大しているが、閉鎖企業の(有効)登録企業全体に占める比率がやや増大傾向にある<sup>(21)</sup>。SSI企業のカテゴ

リー内訳を見てみると、1991年のカテゴリー拡張によりSSSBEsの企業数がかなり増大している。他方、農村に立地する企業のシェアはほとんど横ばいである。

稼働企業のパフォーマンスを比較してみると、1企業あたり粗生産額や生産・雇用人数比率から判断して生産性はかなり向上しているが、それは必ずしも大幅な輸出増大とは結びついていない。生産要素の投入に関しては、1企業あたり雇用人数や固定投資10万ルピーあたりの雇用人数が低下している一方で、1企業あたり固定投資額が大幅に上昇しており、より資本集約的になっている。表9-6には掲載していないが、企業規模を雇用人数の観点からみた場合、労働者10人未満の企業がこの間に全体の約87%から約94%と増加し、企業がより零細化している様子も窺える。このような結果は、企業が技術の近代

表9-6 第2回センサスと第3回センサスの比較（登録企業のみ）

	第2回		第3回	
I. 有効登録企業数（実際の登録企業数）	883,758 (986,961)		2,262,401	
稼働企業	582,368	65.9%	1,374,974	60.8%
閉鎖企業	301,390	34.1%	887,427	39.2%
II. カテゴリー別の企業数とシェア				
SSIUs	n.a.	96.24%	901,291	65.5%
関連企業(第3回センサスはSSIUsに占めるシェア)	n.a.	0.52%	(45,797)	(5.08%)
SSSBEs	n.a.	3.24%	473,683	34.5%
III. 農村地域にある企業数とシェア	n.a.	42.17%	609,537	44.3%
IV. 経済指標				
1企業あたり粗生産額（10万ルピー）	7.38		14.78	
生産額/雇用人数（10万ルピー）	0.04		3.30	
輸出額/生産額（%）	5.8%		6.1%	
1企業あたり雇用人数	6.29		4.48	
固定投資10万ルピーあたりの雇用人数	3.94		0.67	
1企業あたり固定投資額（10万ルピー）	1.60		6.68	

(注) II以下は、稼働企業を対象とした値である。

(出所) Government of India [1992; 2004] より筆者作成。

化を進めたことや相対的に労働者を必要としないサービス企業が増大した結果であろう。

次に、登録部門での企業数、雇用人数、粗生産額、輸出額の観点からみた主要産業について、経済自由化を境にどのような変化が現れたのかを見ていこう。第3回センサスでは、それぞれの変数の観点からみて、NIC 1998五桁レベルのトップ20産業しか公表されていない。つまり、企業数トップ20産業では全企業数の56.82%、雇用人数トップ20産業では全雇用人数の39.67%、生産額トップ20産業では全生産額の34.86%、輸出額トップ20産業では全輸出額の63.21%しか説明できていない。この様な制約はあるものの、筆者はNIC1987二桁レベルで公表された第2回センサスとこの第3回センサスを比較するために、これら諸変数のNIC 1998五桁レベル（産業）を対応表と照らし合わせながらNIC 1987二桁レベル（産業）に分類し直した。そして、同じ二桁産業に再分類されたものの数値を足し合わせ、（トップ20産業における）各二桁産業のシェアを計算した<sup>(22)</sup>。

表9-7は、このような過程を経て、限られたデータの中でもどのような産業が主要であるのかをまとめたものである。経済自由化後に見られる変化としては、メリヤス製品を含む衣類がすべての項目で主要産業になったことである。

表9-7 主要産業の変化

項目	センサス	主要産業1	シェア	主要産業2	シェア	主要産業3	シェア
企業数	第2回	食料品(20-21)	16.5%	修理業(97)	13.8%	金属製品(34)	11.3%
	第3回	メリヤス製品を含む衣類(26)	20.4%	修理業(97)	19.7%	食料品(20-21)	16.9%
雇用人数	第2回	食料品(20-21)	13.1%	非金属鉱物製品(32)	12.2%	金属製品(34)	10.2%
	第3回	メリヤス製品を含む衣類(26)	19.7%	金属製品(34)	14.2%	非金属鉱物製品(34)	13.2%
生産額	第2回	食料品(20-21)	21.8%	基礎化学・化学製品(30)	12.3%	基礎金属産業(33)	10.4%
	第3回	食料品(20-21)	35.5%	基礎金属産業(33)	16.6%	メリヤス製品を含む衣類(26)	13.6%
輸出額	第2回	メリヤス製品を含む衣類(26)	29.0%	食料品(20-21)	21.4%	皮革製品(29)	18.0%
	第3回	メリヤス製品を含む衣類(26)	47.1%	食料品(20-21)	20.2%	皮革製品(29)	11.6%

(注) 第2回センサスは全項目において100%の産業を対象、第3回センサスは企業数の約57%、雇用人数の約40%、生産額の約35%、輸出額の約63%の産業を対象としているため、厳密なシェアの比較はできない。なお括弧はNIC1987二桁分類を表す。

(出所) Government of India [1987; 1992; 2004]; [http://mospi.nic.in/nic\\_1998.htm](http://mospi.nic.in/nic_1998.htm).

それ以外は、ほとんどの項目で順位の変動はあるものの主要産業に変化は見られない。比較が厳密でないことに留意する必要があるが、このような結果は次節で検討するようなSSIが直面している課題と無関係ではない。

### 3. 経済自由化に伴う問題

ここでは、経済自由化によってSSIを取り巻く環境が変化しつつあるなかで顕在化してきた問題のうち、留保品目制度の継続・撤廃問題と経営不振企業問題を取り上げ、それらを第3回センサスの結果も利用して検討する。

#### (1) 留保品目問題

経済自由化およびWTO体制に移行する以前のSSIは、対外的には関税障壁と数量制限により、国内的には留保品目により保護されていた。しかし、2001年4月までに留保品目のすべてが包括的輸入許可（Open General License）対象品目となり、外国製品が自由に流入するようになった。つまり、留保品目制度はSSIを一部の大・中工業から保護するだけのものとなり、政策の効果・役割は限定的となっている。

これまで留保品目を含むSSI製品にはNIC四桁分類に基づいた九桁の製品分類がそれぞれ付与され、それをもとにSSIの留保品目も識別され、カウントされてきた（表9-4）。しかし前述したように、新しいセンサスでは留保品目の識別にもASICC 2000製品分類（五桁）が利用されたことにより、これまで公表されてきたどの留保品目リストとも対応させることができなくなった。ただし、識別分類やカウントされた品目数が異なっても、相対的な割合を比較することで留保品目の効果を推し測れるだろう。表9-8は、SSI全企業に占める留保

表9-8 第2、第3回センサスにおける留保品目のシェア

センサス	企業数	雇用人数	品目数	生産額
第2回	36.1%	n.a.	11.4%	29.4%
第3回（登録部門）	16.4%	17.2%	15.0%	13.6%
第3回（未登録部門）	8.3%	9.6%	14.3%	8.7%

（出所）表9-6に同じ。

品目を生産する企業数、SSIが生産する全品目数に占める留保品目数、SSI全生産額に占める留保品目生産額の割合を掲載したものである。

前述のグプタ委員会では、SSIは雇用や生産、輸出に大きな貢献をしている部門であるから、留保品目制度は当面の間継続すべきであると主張している。しかし、表9-8を見る限り、第3回センサス時点に留保品目を生産する企業は、登録企業で約16%、未登録企業では9%を下回っており、SSIが生産する品目の大半も留保品目ではなく、また製造されていてもその生産額は小さい。

第2回センサス時点(843品目)からは留保品目数が減少しているため、こうしたシェアの減少はもつともだと思えるかもしれない。だがその一方で、2つのセンサスを比べると、全品目数に占める留保品目数の割合が増大していることは注目に値する。留保品目数が減少しているのにもかかわらず、全品目数に対するシェアが増大しているということは、SSIの生産する品目自体も減少しており、品目が多様化されていないということの裏返しではないだろうか。実際に第3回センサスでは、登録企業の約85%、未登録企業の約92%が1つの製品/サービスのみ製造/提供していることを明らかにしている。また、新しい技術や製品、デザインに関する情報は、消費者のニーズを捉え販路を拡大して行く上で不可欠であるが、同センサスでは、登録企業の約86%、未登録企業の約89%が国内外提携先や研究機関、産業組合等のどこからもそのような情報を入手していないことを同時に明らかにしている。前述のようにSSIには他企業による厳しい出資制限があるために、国内外企業との関連化やその延長線上にある技術移転が進み難い現状もこの背景にはあるだろう。いずれにしても、多くのSSIはいまだに古い技術を用いて、単一の製品を作り続けているのが現状のようである。多品種生産は元来よりインドが苦手とする分野であるが<sup>(23)</sup>、SSIが国内外市場において政府の庇護なしに本当の意味で生き残るためには、品質の向上とともに製品の多様化は避けて通れないシナリオである。

表9-8から判断すれば、多くの小規模企業にとって留保品目制度はもはや必要な政策ではないかもしれない。しかし、この制度をただ撤廃すれば良いのかという単純な話でもなさそうだ。いまだにこの制度に頼らざるを得ない零細企業への配慮や企業への出資規制、以下で検討する融資政策など、他のSSI政策との調整が必要不可欠である。

## (2) 経営不振企業問題

経済自由化以降、SSIの経営不振化が増大しているといわれる。中央銀行であるインド準備銀行（Reserve Bank of India: RBI）はこれまでもSSIの経営不振問題に関心を払い、度々委員会を設置してはこの問題に対応してきた。2000年にもコーリー委員会（Kohli Committee）が設立され、回復可能な企業を早期に特定して支援するために、経営不振企業の定義（基準）を改定した。第3回センサスにおいても、経営不振の実態を把握するために、基本的にはこの定義に沿って調査が行われた。ただし、RBIによる経営不振の定義は、フォーマルな金融機関から融資を受けている企業のみが対象である。表9-9より、SSI部門全体でフォーマルな金融機関から融資を受けている稼働企業の割合は4.5%、RBIの意味での経営不振企業の割合は0.8%にすぎない。そのため、センサスでは融資を受けているか否かに関わらずすべての稼働企業を対象に、以下の2つの基準について調査を行った。すなわち①1年以上元本や金利の返済が滞っている、あるいは、前会計年度において純資産の50%程度に相当する累積損失により純資産の低下がみられる、というRBIの経営不振企業の基準に、②過去3年間に渡って継続的な生産の低下が見られる、という第3回センサス独自の基準を加え、②に該当する企業を初期的な経営不振企業と定義した。

表9-9より、稼働企業のうち経営不振、初期経営不振いずれかの基準に当てはまる企業は、登録部門で14.0%、未登録部門で6.9%、SSI全体では7.8%である。登録部門と未登録部門にみられる差は、未登録部門の方が金融機関から融資を受けている企業の割合が小さいこと、未登録部門の多くが比較的近年

表9-9 経営不振企業

	項目	登録企業部門	未登録企業部門	SSI部門全体
I	稼働企業数	1,374,974	9,146,216	10,521,190
II	経営不振企業数	46,431 (3.4%)	58,338 (0.6%)	104,769 (1.0%)
III	初期的な経営不振企業数	158,023 (11.5%)	592,899 (6.5%)	750,922 (7.1%)
IV	IIかIIIのいずれかに当てはまる企業数	192,328 (14.0%)	630,568 (6.9%)	822,896 (7.8%)
V	フォーマル金融機関から融資を受けている企業数	196,137 (14.3%)	282,267 (3.1%)	478,404 (4.5%)
VI	Vのうち、経営不振企業数	38,403 (2.8%)	46,887 (0.5%)	85,290 (17.8%)
	=RBI定義による経営不振企業の割合	[19.6%]	[16.6%]	[0.8%]

(注) 括弧は当該部門Iに占めるそれぞれの項目の割合、鍵括弧は当該部門Vに占めるVIの割合を示す。また、IIとIIIの合計は必ずしもIVに一致しない。

(出所) 表9-5に同じ。

表9-10 経営不振の原因

(単位：%)

	登録	未登録	全体
1. 需要不足	58	69	66
2. 運転資本不足	57	43	46
3. 原材料の入手	12	12	12
4. 電力不足	17	12	13
5. 労働問題	6	4	5
6. マーケティング問題	37	36	36
7. 設備・装置の問題	9	12	11
8. 経営問題	5	3	4

(注) 複数回答のため、合計が100%を超える。

(出所) 表9-5に同じ。

に事業に参入していることが一因と考えられる<sup>(24)</sup>。登録部門に関していえば、表9-9のIV初期経営不振・経営不振企業数(19万2328)と表9-6の閉鎖企業数(88万7427)を合わせれば107万9755企業にのぼり、これは(同じく表9-6)登録企業(226万2401)の約48%が経営不振企業か閉鎖企業ということになる。

企業が経営不振化した原因として、アンケートでは全体の66%が需要不足を挙げ、次に企業の46%が運転資本不足、36%がマーケティング問題と答えた(表9-10)。需要不足やマーケティング(販路)問題に関する筆者の見解は、留保品目問題で述べたことと重複するためここでは繰り返さない。運転資本を含むファイナンスの問題についてはこれまでも度々指摘されてきた問題であり、RBIも地場商業銀行にSSI向け専用支店の設立を促すなど問題の改善に向けて指示をしてきた。しかし、表9-9の各部門Vフォーマル金融機関から融資を受けている企業数・シェアからは、いまだ多くのSSIが十分な融資を得られていない現状が示されている。表9-11は、地場商業銀行の純信用に占める優先部門全体とSSI部門への融資の割合である。公共・民間部門銀行とも優先部門のターゲットである40%を年々クリアしてきているのに対し、そのうちSSIに向かう融資の割合は2000年を境として年々減少の一途をたどっている。これは経済自由化とともに進化した金融改革、すなわち金利の上昇に見ら

表9-11 純信用に占める優先部門と SSI 融資の割合

(単位：%)

地場商業銀行		1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004
公共部門	優先部門	36.6	37.8	41.7	41.8	39.2	40.2	43.7	43.1	42.5	44.0
	SSI	15.3	16.0	16.6	17.5	16.1	14.6	14.2	12.5	11.1	10.4
民間部門	優先部門	n.a.	34.0	41.2	40.9	38.0	38.2	40.9	40.9	44.4	47.4
	SSI	n.a.	18.8	22.2	20.6	16.5	14.4	13.7	13.7	8.2	7.1

(出所) 表9-3に同じ。

れるような、銀行の自主性が拡大したことにより SSI の借入れが一層困難になったことのほか、優先部門融資におけるソフト・アプローチが黙認されるようになったことにも一因があるだろう<sup>(25)</sup>。

### (3) 小結

こうして、最新のセンサスに基づく SSI の現状および問題分析のなかから、SSI 政策導入の根拠として挙げられていた諸問題が今なお解決されていない様が明らかになり、そのような状況のなかで、SSI は経済自由化を迎え、国際競争に直面することとなった。

日本や東アジアの例を見るまでもなく、産業基盤として強力な中小企業を持つ国々は世界市場で競争優位を有している。それゆえ、経済発展において小規模企業あるいは中小企業の役割は大きく、その支援政策は重要な政策課題であるといえよう。ただしインドでは、支援政策という名の長年にわたる規制と保護が、本来小規模企業が持ち得る柔軟性や技術革新的な性質を摘んでしまい、それが SSI ばかりでなく工業部門全体の歪みをもたらす要因となったことは否定できない<sup>(26)</sup>。

ただし、SSI における明るい展望も指摘して本節を結びたい。これまで SSI の輸出製品としては、表9-7で示したようなアパレル製品や皮革製品、ダイヤモンドの研磨が定番であったが、経済自由化以降、ソフト開発や自動車部品・エンジンが主要な輸出製品として出現してきた。これらはインドの競争力の源である語学やエンジニアリング能力の高さを活かした産業である。また、

表9-5の登録部門のIII(3)1輸出企業あたり輸出額の大きさなどからも、全体的にはダイナミズム不在であるSSIの中にも、新しいビジネス・チャンスを活かしている企業が確実に存在していることを示唆するものである。こうして、このような明るい側面を一層促進するために政府に望まれるのは、これまでのような一方的かつ直接的な介入ではなく、SSIの自立と競争的な環境の創出を促す補完的な役割に徹することではないだろうか<sup>(27)</sup>。

## 結びにかえて

経済自由化の進行とともに、政府のSSIに対する期待は、これまでの社会的な役割に加え経済的な役割を担うことにまで膨らんでいる。しかし、このような期待の変化にも関わらず、政府による支援政策は1950年代から基本的には変わっていない。統計を見る限り、企業数や雇用人数、生産額などの実績は年々成長しているが、これはSSIの定義が拡張していることに起因するもので、内容が伴っている成長かどうかは疑問である。本章で試みた、最新のSSIセンサスを利用した分析からは、企業規模のメリットを活かしきれず、ダイナミズムが欠如している現状が浮かびあがった。

SSI政策の硬直性と永続性は、インドにおいて失業問題がまだ解決されないことに最大の理由がある。ただし今日のSSIは、機械・技術の近代化を進める製造業や修理業と、労働者を相対的に要しない多くのサービス業との企業群からなり、もはやこの部門のみに雇用創出効果を期待することは難しい<sup>(28)</sup>。Mohan [2001] は、1977年以降の留保品目数の拡大と、100人以上を雇用する企業が州政府の許可なしに労働者を解雇してはならないという法規が、より労働吸収を見込める大・中工業の生産と雇用の成長を阻害してきたと指摘している。たしかに、このような厳格な規制のために労働コストが固定コストのように化し、この労働余剰経済で労働者を雇用するインセンティブが阻害されてきた事実も否定できない。したがって、留保品目や他企業による出資制限といった一連のSSI政策を、政策間の代替性・補完性を考慮しながら見直していくとともに、工場法部門における労働法など関連法規の改革も進めることでダイナミックな工業部門を作り上げ、そこにSSIを取り込んでいくことが必要なので

はないだろうか。

【注】

- (1) そのため、インドでは中小企業という言葉は正式には用いていない。
- (2) またSSIは、カーディー・村落工業や手織機、動力織機など特定産業に属さないことから、小工業の残余部門 (residual sector) ともいわれる。
- (3) 政府は資本投下額を折に触れ改定してきた。とくに経済自由化後の1997年には、技術の近代化を促進するために資本投下限度額を600万ルピーから3000万ルピーへと一気に上げた。しかし、その大幅な引上げは既存の中工業に対しても優遇を拡大することとなり、SSIがむしろ圧迫される結果となった。そのため、表9-2で確認できるように1999年に定義が下方修正された。なお、1ルピーは約2.5円である。
- (4) SSSBEsの前身は、農村に立地する企業を対象として1985年に導入されたSSSEs (Small Scale Service Establishments、小規模サービス企業) であり、1991年に立地条件の撤廃に加え、対象事業が拡大されてSSSBEsと改められた。SSSBEsには、たとえばコンサルタントやインターネットカフェ、ISD/STDブース、写真屋などが含まれる。
- (5) 政府はSSIsと略しているが、本章では、小規模工業部門全体を示すSSIとの区別を明白にするため、SSIUsという略語を用いる。
- (6) その他、資本投下額による定義はないが、女性によって経営がなされているか、女性が資本の51%以上を保有している場合、女性企業家 (women entrepreneurs) というサブ・カテゴリーも存在する。
- (7) ただし後述するように、支援政策を提供する機関が政策ごとに異なるため、新たにそれらの機関に登録を求められる場合や、政策を利用するために別途条件が設けられている場合もあり、このような複雑さにSSIから不満が出ている。
- (8) 労働関連法については、第4章(太田)を参照のこと。
- (9) Mohan [2001] は、人口センサス (Population Census) や経済センサス (Economic Census)、国民所得統計 (National Accounts Statistics)、年次工業統計 (Annual Survey of Industries) などSIDOが公表する以外の代替的な統計を用いて、SSIの実態を把握しようと試みた。彼は分析を通じて、SSIの雇用がそれほど伸びていないことや付加価値の成長率では大工業よりも成長率が低いことを明らかにした。
- (10) 詳細は二階堂 [2001] を参照のこと。
- (11) ただし表のように、地場銀行と外資系銀行では優先部門融資のターゲット、サブ・ターゲットが異なる。

- (12) 貸出額が20万ルピー以上の優良な借手に課される金利のこと。
- (13) アビド・フセイン委員会は、経済自由化のSSIに与える影響を検討するため、また既存のSSI政策のインパクトを再評価するために1995年に設置された委員会である。後述するように、1999年にも同様な目的でグプタ委員会が設置された。
- (14) ただし、①には伝統的部門の手工芸品8品目も含まれており、SSIだけの合計は実際のところ350品目である。
- (15) このスキームは国内市場向け製品が対象だが、ブータンとネパールへの輸出製品にも適用される。このスキームの詳細は<http://www.laghu-udyog.com/policies/central/t-ed.htm>を参照のこと。
- (16) とりわけグプタ委員会では、企業の経営不振・閉鎖についてや留保品目制度のインパクトについて調査すべきだと勧告したが、実際のセンサスでは、後者に関しては詳細に調査されることはなかった。
- (17) 未登録企業のサンプル抽出方法とサンプル企業からの推計についてはGovernment of India [2004]を参照のこと。
- (18) ただし、ASICC 2000を利用したことのメリットが第3回センサスを熟読した限り筆者には分かりかねた。そのため、以下ではNICレベルの議論を進める。
- (19) 具体的にいえば、第3回センサスでは産業数が150以上にのぼるため、第2回センサスのように全産業の諸変数が開示されていない。後述するように、企業数、雇員人数など諸変数のトップ20産業のみが公表されている。
- (20) 前述のように工場法では製造業と修理業が対象であり、1991年以降SSIのカテゴリに加わったSSSBEsのようなサービス業に従事する企業は工場法の対象外にあたるためである。
- (21) インドでは、退出政策が整備されていないために、企業を法的に閉鎖するのは困難である。したがって、ここでの閉鎖企業とは、参照年度の間に1日たりとも稼動しなかった企業と定義されている。
- (22) NIC1987とNIC1998の対応表として、Government of India [1987]と[http://mospi.nic.in/nic\\_1998.htm](http://mospi.nic.in/nic_1998.htm)を参考にした。
- (23) 伊藤・絵所 [1995]。
- (24) 未登録部門において、1991年以降に事業に参入した企業は約78%、登録部門のそれは約50%である。
- (25) 優先部門融資におけるソフト・アプローチとは、銀行にとってはリスクの高いSSI部門に直接貸出さずにすむ「抜け道」ができたことである。たとえば、優先部門ターゲットの不足分に等しい額を、SIDBIに一定期間預金したり、農村インフラ開発基金(Rural Infrastructure Development Fund)に出資したりすることが許さ

れるようになった。また、SFCやSIDCなどにツーステップ・ローンを供与することによってもSSI融資とみなされるようになったことで、実際に小規模企業へ直接貸出されている融資の割合は表9-11が示す以上に縮小していると思われる。

- (26) たとえば、SSIと大・中工業との間で生産物市場の分断が生じ、それが混合経済に特有の公企業の大きなプレゼンスと相俟って、歪んだ市場、工業部門を形成してしまったと筆者は考える。
- (27) 近年、政府はUNIDOの支援のもと、クラスター政策に力を入れている。1996年のUNIDOの調査によれば、インドには約350のSSIクラスターが存在する。しかし、このクラスター政策に関しても、企業間の公平・協調にその重点が置かれているため、他国で見られるような地域の発展を牽引するようなダイナミックなクラスターはほとんど見られない。クラスター内では、企業や諸機関が協調しながらも競争し合い、絶えずイノベーションを続けていかなければ、そのクラスターは、やがて孤立あるいは衰退していくというのがPorter [1998] の主張である。
- (28) Uchikawa [2003] は近年中規模企業が增大していると指摘している。しかし、その原因は大規模企業において漸進的にリストラが可能になったためであり、小規模企業が中規模企業に成長し、その結果として雇用を創出しているわけではないのである。

### 【参考文献】

#### 〈日本語文献〉

伊藤正二・絵所秀紀 [1995] 『立ち上がるインド経済』日本経済新聞社。

近藤則夫 [2003] 「インド小規模工業政策の展開－生産留保制度と経済自由化」『アジア経済』第44巻第11号 pp.2-41。

二階堂有子 [2001] 「インドにおける小規模工業－優遇政策制度の概観」文部省科学研究費・特定領域研究 (A) 「南アジア世界の構造変動とネットワーク」*Discussion Paper*, No.12。

#### 〈英語文献〉

Mohan, Rakesh [2001] *Small Scale Industry Policy in India: A Critical Evaluation*, New Delhi: National Council of Applied Economic Research.

Porter, Michal E. [1998] *On Competition*, Boston, Mass.: Harvard Business School Press (竹内広高訳『競争戦略論Ⅱ』ダイヤモンド社、1999年)。

Uchikawa, Shuji [2003] “Employment in the Manufacturing Organized Sector in India: The Rise of Medium Scale Units,” in Uchiwaka, Shuji ed., *Labor Market and*

*Institution in India: 1990s and Beyond*, New Delhi: Manohar, pp.39-63.

〈インド政府刊行物〉

Government of India, Ministry of Industry [1997] *Report of the Expert Committee on Small Scale Enterprise*, New Delhi.

Government of India, Ministry of Small Scale Industries, Development Commissioner (Small Scale Industries) [1992] *Report on the Second All-India Census of Small Scale Industrial Units*, New Delhi.

—— [2004] *Final Results: Third All India Census of Small Scale Industries 2001-2002*, New Delhi.

Government of India, Ministry of Statistics and Programme Implementation, Central Statistical Organization [1987] *Revised National Industrial Classification of all Economic Activities 1987*, New Delhi.

Small Industries Development Bank of India (SIDBI) [2002] *SIDBI Report on Small Scale Industries Sector 2001*, Lucknow.